

## 【学生案内】海外短期プログラム参加及び派遣留学時の旅費助成について

2025.11.01 国際交流課

海外短期プログラム参加、派遣留学時に旅費助成を受ける場合、チケット予約前に以下をしっかりと読み、必要な書類の準備を進めてください。

- 学生が、国際交流センターが指定する海外短期プログラムに参加する場合、原則として、高知龍馬空港と目的地の最寄空港との間の交通費（実費）の半額（上限 5 万円）が助成されます。
- 派遣留学の場合は、以下の条件を満たし算出した交通費と、本学が年度ごとに決定する助成額のいずれか低い額が助成されます。
- 国内移動に航空機ではなく高速バスや JR を利用した場合も助成対象となります（乗用車利用は助成対象外）。高速バス利用の場合は高知駅発着、JR 利用の場合は土佐山田駅発着を原則とします。高速バスを使って高知駅で下車し、その後 JR で土佐山田まで帰った場合、高知～土佐山田間は助成されません。
- 空港間のリムジンバス代・電車代も助成対象です。
- 海外出発の前日、近隣のホテルに泊まった場合、国内線到着空港～ホテル～国際線出発空港の交通費は助成対象となりません。帰国時の後泊についても同様です。
- 航空便の助成対象の上限は、ノーマルチケットではなくディスカウントチケット、片道料金ではなく往復割料金、またエコノミークラスです。
- 証拠書類のない交通費は助成対象となりません。航空便・高速バス・電車・JR いずれの交通機関を使う場合も、支払いおよび乗車を証明する書類（領収書、搭乗券、乗車区間のわかる書類等）を必ず提出してください。航空便の場合は E チケットも必要です。
- 高知龍馬空港以外から発着する場合、あるいは主たる目的地以外に立ち寄る場合、助成対象金額を確定するための書類が別途必要です。後述の説明をよく読み、準備して提出してください。
- 助成対象金額を確定する比較書類（詳細は後述）については、可能な限り同条件での比較としてください。同条件での比較ができない場合、その旨を明記してください。

### <高知県内発着で、移動に高速バスを利用する場合>

- JR 高知駅を経由する高速バスを利用し、JR 高知駅以外で乗下車する場合、同じバスで JR 高知駅乗下車とした場合の費用がわかる Web サイトのプリントアウト等を提出してください。
- JR 高知駅を経由しない高速バスを利用した場合、同じ日に運行する高知駅発着の高速バスの費用がわかる Web プリントアウト等を提出してください。
- 上記いずれの場合も、実費または JR 高知駅乗下車の費用のいずれか低いほうの金額が助成対象となります。

### ＜高知県内発着で、移動に JR を利用する場合＞

- 乗下車の駅、運賃がわかる領収書を提出してください。
- 実費または JR 土佐山田駅乗下車の費用のいずれか低いほうの金額が助成対象となります。

### ＜実家等、高知県外から発着する場合で、国際利用空港が関空・羽田・成田・福岡・中部の場合＞

- 発着地～日本の国際空港間の交通費が、同条件での高知～日本の国際空港間の交通費より低いことを証明する書類が必要です。
- 例えば JR 岡山駅～関空を新幹線や電車で移動した場合、その区間・金額がわかる領収書等と共に、JR 土佐山田駅～関空の JR 等利用の金額がわかる Web プリントアウト等を提出してください。
- 例えば松山駅～関空を高速バスを基本に移動した場合、その区間・金額がわかる領収書等と共に、JR 高知駅～関空の同日発着の高速バスの金額がわかる書類を提出してください（同じ運行会社があれば同じ運行会社）。
- 例えば松山空港～関空を航空機を使い移動した場合、同日発着の高知龍馬空港～関空間の航空運賃がわかる Web プリントアウト等を提出してください。航空会社や割引の種類（往復割、特割等）は、できるだけ同条件としてください。
- 上記のケースで、松山空港～関空の航空運賃を国際線運賃と切り分けられない場合、松山空港～目的地の最寄空港間の航空運賃と、高知龍馬空港～目的地の最寄空港間の航空運賃が比較できる書類を提出してください。その場合、日本の経由空港は同じとし、また日本の経由空港～目的地の最寄空港間の便も実際に利用する便と同じにしてください。
- 実際の発着地からの交通費と、それに対応する高知からの交通費の、いずれか低いほうの金額が助成対象となります。学割を利用する場合は、比較対象も可能な限り学割を利用した料金としてください。

### ＜実家等、高知県外から発着する場合で、国際利用空港が関空・羽田・成田・福岡・中部以外の場合＞

- 発着地～目的地の最寄空港間の交通費が、同条件での高知～目的地の最寄空港間の交通費より低いことを証明する書類が必要です。
- 例えば新千歳空港～バンコクの航空便を利用した場合、同日発着の高知龍馬空港～バンコクの航空運賃がわかる Web プリントアウト等を提出してください。航空会社や割引の種類（往復割、特割等）は、できるだけ同条件としてください。LCC を利用した場合は、同じ LCC での比較ができない場合でも、他の LCC との比較を優先させてください。

#### ＜私用などで他国（地域）を経由する場合＞

- 目的地での用務が終わり、帰りに他国（地域）を私用で訪れ帰国する場合、たとえばバンコクで用務が終わり、ベトナムを訪れ帰国する場合、私用で訪問するバンコク～ベトナム間の往復旅費が明確に除外できない限り、日本～バンコク間の本来の航空運賃も助成対象とすることはできません。したがってベトナムから日本に直接向かわず、必ずバンコクまで戻ることとし、日本～バンコク～日本の航空運賃とバンコク～ベトナム～バンコクの航空運賃が明確に区別できる領収書等を提出してください。この場合、バンコク～ベトナム～バンコクの航空運賃は助成対象となりません。
- 上記のケースで日本～バンコク～ベトナム～日本と、ベトナムから直接日本に帰国する場合、日本～バンコクの航空運賃と、バンコク～ベトナム～日本の航空運賃が明確に区別できる領収書等を提出してください。この場合、助成対象となるのは日本～バンコクの航空運賃のみです。

問い合わせ：国際交流課